



2022年5月18日

各位

会社名 セントラル総合開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 洋一
(コード番号：3238 東証スタンダード市場)
問合せ先 常務取締役経理本部長 秋草 威之
(Tel.03-3239-3611)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第63期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上及び公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。
また、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (公告方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	第4条 (公告方法) 当社の公告 <u>方法は、電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>
第5条～第13条 (条文省略)	第5条～第13条 (現行どおり)
(新設)	第14条 (電子提供措置等) 当社は、 <u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> ② 当社は、 <u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第14条～第50条 (条文省略)	第15条～第51条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(附則)</u> 1. 定款第14条（電子提供措置等）の新設は、 <u>2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> 2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日ま <u>での日を株主総会の日とする株主総会につい</u> <u>ては、なお従前の例による。</u> 3. 本附則は、2023年3月1日にこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月24日

定款変更の効力発生日 2022年6月24日

以 上